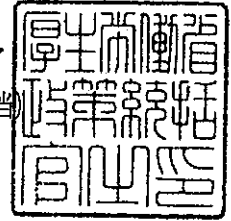


1.11.23

政統発 1112 第 3 号
令和元年 11 月 12 日

日本税理士会連合会 会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、政策評価担当)



毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所の
調査への協力をお願い

厚生労働省が実施しています「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、今般の令和元年台風第 15 号及び第 19 号に伴う災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本調査は、常用労働者が 5 人以上の毎月の賃金、労働時間及び雇用の変動を調べる調査で、その結果は、国や都道府県の経済政策立案などの資料として活用されるほか、企業の賃金や労働時間の決定の際に参考とされるなど、広く一般に利用されています。

本調査におきましては、常用労働者 500 人以上規模の事業所については全数調査すべきところ、平成 16 年から一部において抽出調査で行い、かつ抽出調査を行う場合に必要となる統計的処理を平成 29 年調査までの間行っておりませんでした。ご利用の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後は再発を防止し適正に実施してまいります。

先般、本調査の調査対象事業所のうち、調査期間を令和 2 年 1 月分調査までとしている常用労働者を 30 人以上雇用している第一種事業所に代わって、令和 2 年 1 月分調査から調査対象として指定する事業所について、事前調査を実施いたしました。

事前調査の結果、貴会員企業の事業所に第一種事業所として調査をお願いすることとなりました。調査期間は、令和 2 年 1 月分調査から令和 5 年 1 月分調査までを予定しています。

現在、調査対象事業所に対して、指定書等の関係書類を順次送付しております。本調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査対象事業所からご回答が得られますよう、貴会員企業の事業所への周知・協力について格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考までに、毎月勤労統計調査要綱、調査票及び広報パンフレットを添付しますので周知等にご活用いただければ幸いです。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 小野
TEL: 03-5253-1111 (内線 7606)
FAX: 03-3502-5396